

スクーバダイビング関係の事業を なさっている方へ

—スクーバダイビング用の空気タンクには、高圧ガス保安法が適用されます。—

1. 空気が充てんされたタンクを充てん業者からレンタルして、利用者に貸し出す事業を行う場合

- ① 空気が充てんされたスクーバダイビング用タンクを貸し出す事業を行う場合には、高圧ガス保安法により、事前に高圧ガスの販売事業の届出を都道府県知事に行う必要があります。(届出の様式や記入要領等については、各都道府県の高圧ガス保安担当部署にお問い合わせ下さい。)
- ② また、貸し出し事業を行う際には、高圧ガス保安法により、
 - 1) 貸出先(利用者)の氏名、住所等を明記した台帳を備えること。(台帳の記載項目については、各都道府県高圧ガス保安担当部署にお問い合わせ下さい。)
 - 2) 外面に使用上支障のある腐食、割れ、すじ、しわが無く、中のガスが漏れていないタンクを使用すること。
 - 3) 貸出先(利用者)に、高圧ガス災害の防止のため必要な事項を周知することが義務づけられています。(具体的な周知事項については、各都道府県高圧ガス保安担当部署にお問い合わせ下さい。また、次ページ以降の「周知文書参考例」を御参照下さい。)

2. 自ら充てん所を持ち、自らタンクに充てんして利用者に貸し出す事業を行う場合

上記1.と同様、販売事業の届出・義務履行が必要であることに加え、充てんは高圧ガスの製造になりますので、都道府県知事による高圧ガスの製造の許可が都道府県への製造の届出が必要です。(1日の処理能力が300m³以上の場合は許可が必要です。)

ダイビング高圧ガス安全協会

日本スクーバ協会・スクーバダイビング事業協同組合・Cカード協議会

メール : dhgsa@ocean-beyond.com URL : <http://www.ocean-beyond.com/scubasafety/>

2009年10月26日付